

平成 16 年 5 月 6 日

権利保護基盤の強化に関する専門調査会
阿部会長殿

株式会社インクス
代表取締役社長 山田 眞次郎

模倣品・海賊版対策に関する意見

5月7日の専門調査会には出席できませんので、模倣品・海賊版対策のとりまとめに関して、以下の点について、改めて意見を述べさせていただきます。

1．水際対策の強化について

特許権侵害品の判断は、高度な専門的、技術的知識が求められます。しかし、水際で特許権侵害品を止めるために、必ず裁判所を使わなければならないというのでは、中小企業にとって負担が非常に大きくなり、中小企業にとっては解決策になるとは思えません。このため、裁判手続だけでなく、(D)や(E)のような税関の機能を強化する方法も併せて整備していただきたいと思います。

2．個人所持・個人輸入について

偽ブランド品の問題の根本は、製造側だけでなく、やはり偽ブランド品を買う消費者側にもあると思います。個人による偽ブランド品の所持や輸入を法律などで禁止すれば、国民が、偽ブランド品を持つことは恥ずかしいこと、悪いことだと自覚するので、偽ブランド品売買の大きな抑止になります。

また、中国に日本が模倣品問題への取組みを要請するためにも、まず日本自身が偽ブランド品の個人による所持や輸入を禁止するなどして、範を示すことが必要だと思います。

3．中小企業・ベンチャー企業支援について

中小企業やベンチャー企業では、大企業のような模倣品対策をとれません。特に、海外への特許出願や海外での侵害実態を調査すること、また海外で当局に要請したり、訴訟を提起したりすることは中小企業にとっては非常に大きな負担になります。

優れた知的財産を持つ中小企業、ベンチャー企業を支援・助成することは、長期的な視点に立てば、日本にとってプラスになるはずで、是非、中小企業やベンチャー企業に対する支援や助成を進めていただきたいと思います。

以上